

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、それではただいまから、第 33 回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部を開催させていただきます。まず初めに、本部長であります黒岩知事からご挨拶をお願いいたします。

○（本部長（黒岩知事））

はい、お疲れ様です。昨日、1 都 3 県知事によるテレビ会議を開催いたしまして、3 県の特措法に基づくまん延防止等重点措置と東京都の緊急事態宣言の延長について、共同で国に要望いたしました。本日、国の対策本部会議において、要望どおり、5 月 31 日までの継続が決定されました。新規感染者数が 200 人を超えるくらいが続いておりまして、激増はしていませんが、減る感じではありません。ゴールデンウィークの期間中で検査数が減っているので、決して予断を許さない状況だというふうに思っております。ゴールデンウィーク中にも、3 県知事で状況を確認し合っていました、どこも同じような状況でありました。変異株の割合もかなり増えてきておりまして、これ以上の感染拡大を抑え、三たびの緊急事態宣言といった事態を避けるためにも、まん延防止等重点措置による要請の継続が必要であります。本日は、感染状況等を踏まえ、5 月 12 日以降の対応について、協議したいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ありがとうございます。それでは早速、議事を進めさせていただきます。まず初めに、県内の感染状況についてということで、いつものとおり、新しいステージ判断指標に基づいて、本県の感染状況、阿南先生の方からご説明をお願いいたします。

○（阿南医療危機管理対策統括官）

はい、スライドをご覧ください。一部分割愛して、お手元の資料に比べるとちょっと割愛している部分もございます。これが、全体を俯瞰的に見た、左側がエピカーブであります、高止まりの傾向が少しあります。この 1 週間というのは、前の 1 週間に比べると、増えるということはないような 1 週間であるということでもあります。本日は速報で 230 人という数字になってございますので、大体前の週をそんなには超えないであろうというぐらいのところでもあります。ですが、今日お出しする資料の全般的な解釈として、気をつけなければいけないのは、あえて申し上げますけれども、やはりゴールデンウィークの影響というのは明確にあります。ですので、この 1 週間の数値は、高い低いということ判断するには、余りに危ない数字であろうというふうに思っておりますので、参考ということでこの 1 週間は捉える、実際の傾向というのは来週以降というふうに捉える必要がある、これは前もって申し上げておきます。新規の感染者数にしましては、黄の線の上、つまり、ステージ 3 のレベルにあって、17 程度ということでもあります。病床の利用にしましては、やはり、徐々に上がってきてございます。特に、この病床全体の上がり方に比べますと、重症の患者さんの病床利用の上がり方が高くなってございまして、両方とも、大体 27% 程度の病床利用率ということになってございます。それから、療養者全体ですね、宿泊、自宅含めての患者であります、これも新規発生と同様に上がってはきましたが、そのままぐいぐい伸びているということではなくて、全体として上がり止まっているところでもあります。年齢ですが、傾向として、若年者、特にこの第何波と言われる山が来たときには、若年者からということで説明をさせていただきます。そういうことで若年者の比率が高い、特に波の初期にはというこ

とであります、この傾向以前続いてございます。赤色が30代ということでありますので、30代以下の比率というのが高い状態が依然継続している。見方を変えますと、こういうグラフ、いつもお見せしてございますが、赤色の20代から30代、そしてあと青い点線が70代であります、若年者は高い比率を占め、反して、高齢者の方は比率が低い。この傾向がずっと続いているということでありますので、これはまだ患者さんが増える時期の傾向であるということでありますので、先ほどから申し上げているように、決して楽観視できない、そういう年齢分布であるというふうに解釈してください。それから、ちょっと特筆すべきこととしましては、その陽性率です、陽性率がこの赤い線を越えて、10%を超えました。10.56ですかね、10%を超えるという数字になりました。ですが、これもやはりゴールデンウィークの特性が絡んでいる可能性がありますので、ワンポイント10%を超えた、10%を超えるとステージ4の指標になるわけですが、少し注意して解釈する必要があるだろうと考えています。どうしても連休中ですので、陽性率が濃縮されます。平たい言い方をすると、濃縮された数値になります。陽性者の数は上がってきますが、対して、陰性だった方の報告というのは少なくなる。あるいはその検査数自体が、もうこの棒グラフ見ていただいても少ないということがありますので、どうしても濃縮された数値になりますので、ここのところの10%というのは、まだ鵜呑みにしない方がいいであろうというふうに考えてございます。まず、このようなことで全体として、この指標、縦に6段並んでございますが、各指標を並べますと、ほとんどはステージ3のものであります、PCRだけ、今回だけということかもしれません、ステージ4のところまで到達している項目が1項目あります。それから、変異ウイルスに関しまして、少しご報告させていただきますと、これもカレンダーに落とし込みますとこのような傾向でありまして、毎週毎週数字は増えていく傾向でございます。変異ウイルスの検査、棒グラフが検査の数ということでありまして、最後の週というのはゴールデンウィークにどうしても入っていますので、棒の伸びは低いです。折れ線グラフで示してある数字というのが実際に神奈川県の中でウイルス陽性になった方ですね、この新型コロナウイルス陽性になった方、全体に対してどれくらいの検査が行われているかということで、国が示されているこの40%というのが一定の目標にございますが、42.6%と37.5%という数字が並んでございます。ほぼほぼ目標の40%程度のところが今検査されているところでございます。もう一つモニタリング検査というふうにかかせていただきましたが、無作為抽出ですね、無作為な抽出というふうなことで、クラスターが発生するとその周辺は、当然、変異ウイルスの数も多くなりますので、そういったものではなくて、無作為的な抽出した検査、これが実際に神奈川県内の変異ウイルスの率ということになろうかと思っております、一番右側の棒グラフ、これ数が全体として少ないので、これ先ほどお話したように、ゴールデンウィークの特性がありますので、73.7というのは、少し注意した評価が必要だと思っております。むしろその手前の58%ぐらいですかね、5月2日までの週、あるいはその一つ前の4月25日までの数値、この辺を参考にさせていただくのがよろしいかと思っております、本県としましては、40から50%を、これはやはり半分ぐらいのところまでは変異ウイルスが占めるようになってきたのではないかというふうに解釈できるだろうというふうに思います。参考に一つだけ付けさせていただきました、前回ですね、重点措置を決めた、その時のデータが左側の地図でございまして、東京に接する政令市、それから県央部、ここのところがやはり危ないであろうということで、指定をさせていただいたわけでありまして、一番直近、これ時点によって多少違いがございまして、一番直近4月30日から5月6日までのデータで見ますと、これはもうすでに重点措置を指定してあるエリア、これはやはり色が濃くなっていて、患者発生状況も多いということではございますが、その周辺部に少し色がついてきた。表現としてよく使われるのは、染み出しという表現をしますが、やはり周辺部に少しずつ染み出すような形で広がってきた、そういったことが視覚的に捉えることができるのではないかというふうに思います。これの詳細に関しては、のちほどデータでまた示されるかというふうに思います。はい、私のほうからは以上でございます。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ありがとうございました。ここまでで何かご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいですかね、はい。それでは続けさせていただきます。次の資料、右肩に資料3と書いてある、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針、まだ案と書いてありますが、国の方で、本日、基本的対処方針、いわゆる分科会が行われまして、そこで提示された資料でございます。現時点では政府対策本部も終わっておりますので、この案が取れた状態になっておりますが、私ども入手されたものというのは、朝の分科会で行われたこの資料になっております。ここで、対処方針がどのように変わったのかということをご説明させていただきたいと思っております。白黒でコピーされている方はちょっと見づらい部分ありますが、修正点が赤字になっている方もいらっしゃいますので、わかりやすく説明したいと存じます。恐れ入りますが、28ページご覧ください。28ページの中段に8）、重点措置区域における取組等ということが書いてありまして、これがまさにまん延防止等重点措置の中で、措置区域で行うべき取組み、これの記載がございます。28ページは特に変更点はございませんけれども、やるべきこととして、一番下から7行目ぐらいの黒ポツをまず読ませていただきます。感染リスクが高いと指摘されている、飲食の場を避ける観点から、知事が定める期間及び区域において、法31条の6第1項等に基づき、飲食店に対する営業時間の短縮20時までの要請を行うことということで今まで措置区域に対しては要請を行ってまいりました。また、地域の感染状況等に応じて、知事の判断により、法31条の6第1項に基づき、飲食店に対して、緊急事態措置の実施期間において、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）、ここが赤字になっておりますので新たに加わったところがございます。これを行わないよう要請することということで、酒類の提供停止につきましては、本県も従前から措置区域においてお願いをしてきたところでありました。それから、次の黒ポツになりますが、29ページの最初の黒ポツになります。地域の感染状況等に応じて、知事の判断により、上記の重点措置を講じるべき区域以外の地域、我々その他区域と言っているところで、については、法24条第9項に基づいて、飲食店等に対する営業時間の短縮の要請を行うことということで、21時までその他地域についてはこれまで時短の要請を行って参りました。次の黒ポツですが、いわゆる昼カラ等で、クラスターが多発している状況に鑑み、法31条の6第1項に基づき、飲食を主として生業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用自粛を要請することということで、飲食店においてカラオケを使っている場合に、その設備の利用自粛要請、これも行ってきたところでありました。次なのですが、地域の感染状況等に応じて、知事の判断により、法31条の6第1項に基づき、入場する者の整理等、入場する者に対するマスクの着用の周知、感染防止措置を実施しない者の入場の禁止、会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置等、政令第5条の5に規定される各措置について、事業者に対して要請を行うこと、これも要請をしてまいりました。ここから先、なおが赤字になっておりますが、なお、人が密集すること等を防ぐため、入場をする者の整理等を行う場合は、別途通知する取扱いを踏まえ、事業者に要請を行うものとするということで、別途通知が出てくるというのが新たに加わったものでございます。まだ別途通知というものは来ておりません。問題はと申すでしょうか、新しい要素は次でございます。不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食に繋がることを防止する必要があること等を踏まえ、措置区域において、法第24条9項に基づき、別途通知する飲食店等以外の政令第11条第1項に規定する施設、特に大規模な集客施設について、営業時間の短縮、これを20時までと要請するとともに、ということが今回大きな変更点と考えられます。具体的に申し上げますと、これまで大規模施設、集客施設に対して、本県としては、営業時間の短縮について、措置区域においては、飲食店が20時までという時間の要請をお願いしているので、できますれば、大規模な集客施設についても、20時までで合わせていただきたいという法によらない働きかけを行って来たところでありました。しかしなが

ら、今回法の 24 条 9 項に基づき、しかも 20 時までの営業時間の短縮を要請するという一方で、大規模な集客施設、よくテレビ等で百貨店等が例示されておりますけれども、措置区域内においては、そこに 20 時までの営業時間の短縮を要請ということが新たに記載をされました。この中で、別途通知する飲食店等以外の政令第 11 条第 1 項に規定する施設、映画館ですとか、劇場ですとか、百貨店、こういったものが挙げられているわけですが、具体的にどこからどこまでを対象にするのか、さらには、これまで、本県をはじめ、まん延防止等重点措置を扱ってきたところは働きかけということで、お願いベースで対応してきたわけですが、今回は、法に基づく時短要請ということですので、これに対する協力いただいた事業者に対する何らかの措置はあるのかどうか、こういったことを確認する必要があります。これが一つの流動要素ということでございます。それから、ちょっと先を進めさせていただきまして、29 ページの一番下ですけれども、別途通知する取扱いを踏まえ、入場整理を徹底するとともに、その旨を、ホームページ等を通じて広く周知するよう働きかけを行うこと、これは働きかけでございますので、事業者に入場整理を徹底するという働きかけを、事業者がその旨を、ホームページを通じて広く周知する、混んでいる場合は制限しますよとかそういうことだろうと思っておりますけど、こういった働きかけを行うことと書いてございます。それから、変更点としては 30 ページの中段、2 ポツ目の下から 4 行目でございます。いわゆる路上飲みの部分の表現ですが、また法第 24 条第 9 項に基づきということで、根拠条文が明確にされました。路上、公園等における集団での飲酒等、感染リスクが高い行動に対して、必要な注意喚起や自粛の要請等を行うこと、これも本県としてはこれまでやってきたところでございます。重点措置区域における取組みの中で、本県がこれまで継続してやってきたことに加えまして、飲食店以外の、特に大規模な集客施設に対して 20 時までの時短要請というのが新たに入りましたが、これに関する国の通知、いわゆる事務連絡ですが、これがまだ届いておらない状況でございます。国に確認したところ、今夜半になるということでございますので、現時点でこういった事業者に対して、本県としてどういう要請を行ったらいのかというのがなかなか見極められないという状況の一つでございます。それともう一つ懸念点ということで示しますと、23 ページ恐縮ですがお開きください。23 ページ 2)、イベント等の開催制限ということがございます。この 23 ページは、特定都道府県が主語になっておりますので、緊急事態宣言下における緊急事態措置を行う都道府県の対応でございますので、本県からの目線でいけば、お隣の東京都が行う対応の表現でございます。この 3 行目から赤字になっておりますので、そこをちょっと読ませていただきます。別途通知する目安を踏まえた規模要件等、人数上限 5000 人かつ収容率 50%等を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うとともに、開催を 21 時までとするよう要請を行うものとする、これが新しく加わったものでございます。報道等によりますと、これまで特定都道府県緊急事態措置が行われるところは基本無観客というところでございますが、その要件が人数上限 5000 人かつ収容率 50%等ということで、本県のようなまん延防止等重点措置がとられているところと同じ条件に緩和されてきております。また、開催を 21 時までとするようということで、21 時まででは、裏を返せばですね、イベントを開催できるということでございます。ここで翻って本県はどういうふうに対応してきたかということですが、資料にはございませんが、国の事務連絡に基づきまして、まん延防止等重点措置を行うところは、人数上限 5000 人、これ今と同じ対応ですが、営業時間短縮については、都道府県の判断ということもございまして、飲食店が措置区域においては 20 時まで、その他区域については 21 時までの時短要請をお願いしていることから、イベントについても、措置区域については 20 時まで、その他区域については 21 時までというお願い、働きかけをしておりました。そうしますと、この対処方針どおり、仮に東京都が 21 時までということになりますと、本県の措置区域が 20 時までということになると、逆転現象が起きるということでございますので、国から出る別途通知、これを見極めた上で、引き続き都道府県の判断ということであるならば、東京都の対応を踏まえて、本県としてイベントの開催時刻をどこまでにするかというのを別途見極めなければ

ばいけない、こういった流動要素がございます。

以上、対処方針の変更について、ちょっと長くお話をさせていただきましたが、現時点で国の事務連絡を見極めなければ、特に事業者に対する要請を本県の本部会議としてなかなか決定できる状況にはないということから、本日は、具体的に県民、事業者の皆様によどのような要請をするのかについては、ちょっと保留をさせていただきたいと考えておまして、できましたら、明日にでも別途本部会議を開催して、そこで改めて国の事務連絡を見極めた上で、要請の内容についてご審議をいただきたいと思っております。以上が国の対処方針の内容でございます。

そこで、本日の議題の2番目でございますけれども、措置区域の拡大についてということで、措置区域の拡大については、都道府県知事の判断で行えるということでございますので、県民、事業者の皆様への要請内容が見極められていない現時点において、措置区域の拡大について議論をさせていただき、決まりましたら、当該市町村を含めて広くあらかじめお知らせしておくということが重要でございますので、本日の本部会議のメイン議題は、この措置区域の拡大ということになります。改めてパワーポイントで私の方から説明をさせていただきます。2ページをご覧ください。まず、ゴールデンウィーク期間中の人の流れがどうであったかということでございます。内閣官房の資料から抜粋をしたものでございます。上が横浜駅、真ん中がみなとみらい、一番下がちょっと軸を変えておまして観光地でございます。まず、横浜駅やみなとみらい地区をご覧くださいますと、一番上にあります、感染拡大前比、いわゆる昨年1月、2月の頃、まだコロナが世間を賑わす前の平常時であったころですが、そこと比べると、みなとみらい地区におきましては、このゴールデンウィーク期間中、約10%から30%近く人は減っております。横浜駅に至っては、イーブンのところもありますし、増えているところもありますが、並みというような状況かと思えます。それで緊急事態宣言（1）前比というのが次にありますが、これは1回目の緊急事態宣言、昨年春、ゴールデンウィークを挟んだ昨年の比較でございます。それから緊急事態宣言（2）前比、これが今年のお正月との比較であります。さらに、前年同月比というのが昨年のまさにゴールデンウィークとの比較ということでございますけれども、昨日、知事が1都3県の会議でもお話をされていましたが、昨年の同期と、厳しい緊急事態措置が行われた時期と比べると、かなり人手は出ているということがうかがえるところでございます。観光地につきましても、片瀬西浜、江の島、箱根、小町通りということで比較をしましたが、前年同月比で、例えば江の島であれば366.3%の増、すなわち、4.66倍、約5倍の出があったということになるかと存じます。一方で、おめくりいただきまして3ページでございます。これは、東京都が緊急事態宣言を発出した4月25日、これが日曜日でございますので、その前の24日の土曜日、それと、ゴールデンウィークの後半戦である5月の1、2、いずれも天気は晴れでございましたが、そこと比べて人の流れがどうであったかというものでございます。左の二つのグラフがありますが、お昼の3時と夜の9時のデータであります。これを見る限りですね、4月の24日、25日の方がむしろ人手はそれぞれ多かったということでありまして、本来であれば、ゴールデンウィーク前の4月の24、25よりも、まさに後半5連休が始まる1、2、天候も良かったので、こちらの方が人流が激しく上がるのではないかと思いましたが、統計を取ると、東京都が緊急事態宣言を発出する直前の雪崩込みというのでしょうか、そういったものが報道でも取り上げられた時期と比べると、決して1日、2日は高くないという状況が見てとれるところであります。また右のページ、③でございますが、ゴールデンウィークの中で、5月2日の日の主要駅の人流を年代で見ることが出来ますので、年代で見たとところ、10代、20代、30代を赤枠で囲ませていただきました。横浜駅で約6割、川崎駅で約6割、藤沢駅で4割強が若い人でございますので、やはり若い人が様々街に出ているという状況がうかがえるところであります。4ページにまとめさせていただきました、ゴールデンウィーク中の人流は、感染拡大前と比べれば減少はしておりますが、緊急事態宣言が出されていた昨年のゴールデンウィークと比べれば、大幅に増加しております。また人出の内訳は、横浜、川崎を中心に、30代以下の若者が多いというこ

とでございます。また4月の24日、25日と5月の1日、2日を比較すると、むしろ4月24、25の方が人流がやや多かったということでもあります。それから百貨店につきましても、ゴールデンウィーク期間中、同じ時刻に職員が特定の百貨店の状況を見て回ってききましたので、職員の肌感覚ということになりますが、東京に宣言が出された25日には、百貨店に入場制限が行われていた状況も見受けられましたが、その後確認はされておりませんでした。天候によってかなりの混雑になりますけれども、店頭で、百貨店等が感染防止の呼びかけ、あるいはテナントやイベントごとに入場整理を行うなど、事業者としての対策がなされており、特段、客の混乱は生じていなかったというような状況で、事業者におかれても、ゴールデンウィーク期間中、人の流れによる感染防止にしっかりと努めていただいたということを職員が見てとったところでもあります。ここまでがゴールデンウィークの人の流れのおさらいでございます。続いて5ページ、6ページは、先ほど阿南先生の方からご披露がありましたので省略をさせていただきます。7ページからいよいよ措置区域の拡大についての議論の資料になります。7ページの一番左、これが、当初、横浜、川崎、相模原市の3政令市を措置区域に入れたところの根拠の数字であります。他の地域に比べて、横浜、川崎、相模原は数字が大きい、しかも東京に隣接している、こういった理由から決めました。次に真ん中ですが、その後の状況を踏まえて、横浜、川崎、相模原だけでなく、特に県域で大きく上がっており、鎌倉管内、厚木管内で数値が平均を引き上げているという状況の中で、県央部を中心とする地域と鎌倉市、また、感染率は必ずしも高くはないですが周りを取り囲まれた座間市、こういったことを入れるという判断をして、6市を追加しました。今回は4月の28日から5月の4日までのデータを取らせていただいていたものがこれでございますけれども、横浜、川崎、それから相模原が若干落ちていますが、横浜、川崎はほぼ現状、前週と変わらないレベルかと思いますが、横須賀市、それから藤沢市、それから鎌倉市、寒川町の茅ヶ崎管内、ここが大きく上がっております。また、県域につきましても、14.63から13.04と若干減っておりますが、やはり鎌倉管内、厚木管内は引き続き高い傾向にあるということで、今回は、赤枠で囲った横須賀市、藤沢市、それから茅ヶ崎の管内、こちらを注目する必要があるだろうということで、これを市町村別に見たものが8ページでございます。すでに措置区域に指定しているところは、薄い青で塗っておりますけれども、若干先ほど阿南先生が示したものと日にちがずれておりますので、色合いもちょっと違っている部分はありますが、清川、伊勢原が10万人当たり25人以上の紫、それから横須賀、三浦、逗子、藤沢、茅ヶ崎、寒川、山北、開成、こちらが10万人あたり10人から15人のレベルということでございます。前回と同じように取捨させていただきますと、清川村見ていただきますと、下から3番目、1人出て32.84、人口規模が3000人規模の小さな村でございますので、10万人当たりになると、1人出て32.84、これはもう絶対数から対象にするという議論にはならないかなと考えています。次に、紫色になっています伊勢原市、前回の本部会議においても、22.52、23人いるというふうに申し上げましたが、ここはクラスターの影響が出ているということで、措置区域の対象にはしておりませんでした。今回29人、1週間で29人で28.41と数値はさらに上がりましたが、これはクラスターの影響を除いても16.2程度の数値があるというふうに健康医療の方から情報提供を受けておりますので、ここは16.2と読みかえていただいてもよろしいかと思います。かなり高い数値が出ておりますので、伊勢原というのは措置区域の対象になるのではないかな。また、藤沢、茅ヶ崎、寒川の湘南東部でありますけれども、藤沢市が13.51、茅ヶ崎市が14.85、絶対数も59、36と多いということもございまして、ここは措置区域の対象になるかなと。寒川町につきましても、12.36ということで相模原より高い数字が出ておりますが、これは前回の議論と同様にさせていただくと、絶対数としては、5人、6人ということで、対象外になるのかなと思っております。次に三浦半島地域を見ますと、横須賀市、三浦市、逗子市が黄色くなっておりますが、横須賀市に至っては55人で14.09、これはかなり高い数字でございますので措置区域の対象、三浦市につきましても11.96ですが、6人、5人、やはり絶対数的には少ない状況でございます。逗子につきましても

10.53 ですが、6人という絶対数的には少ないので、絶対数から見ると、措置区域の対象としてはダイレクトにチョイスしづらい。同様に、山北、開成にも同じことが言えるということになります。したがって、新規感染者からのアプローチでいきますと、比較的人口規模の大きいところで高い数値をもっている、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、伊勢原市ここが該当になってこよいかと存じます。まずそれをちょっと頭に置いていただいた上で、9ページをご覧ください。9ページは既存の措置区域を含めて色分けをしたものですが、先ほど阿南先生からお話があったとおり、都心部から放射状に徐々に伸びているという状況でございます。次に、メルクマールの2番として、飲食店の数を示す感染防止対策取組書の登録店ですが、先ほど私の方から候補として申し上げた、藤沢、横須賀、茅ヶ崎、伊勢原、それなりに上位の方にあるという状況でございます。おめぐりいただきまして11ページ。これも前回、前々回と同じ資料で、東海道線、小田急線、京浜急行掲げましたけれども、藤沢市、横須賀市で一定の乗降客数があるということでございます。まとめさせていただきますと、12ページ措置区域の検討ということで、直近1週間の10万人当たりの新規感染者の状況、これを見ますと、当初の3市プラス6市に対して、数的に横須賀が14.09、藤沢が13.51、茅ヶ崎が14.85、伊勢原28.41、これクラスター除くと16.2ということでございますが、相模原や若干落ちてきた大和、それから座間を上回っているということで、ふたマル目にございますとおおり、前回6市を追加した際の考え方を踏まえれば、横須賀、藤沢、茅ヶ崎、伊勢原が措置区域の対象となります。しかしながら、ここで前回座間市が周辺を取り囲まれて措置区域に加えたという連たん性、それから生活圏の一体性というのを考えなければいけませんので、ちょうど13ページに地図がございますので、地図と見比べながらご覧いただきたいのですが、鎌倉がすでに措置区域になっております。その上で、横須賀市を措置区域とした場合に、逗子市と葉山町がちょうど挟まれる形になります。それから横須賀市の先にあります三浦市、ここも横須賀市を通過するというところでございますので、飛び地といましようか、連たんした施設になります。先ほど数値のところへ、三浦市、逗子市については黄色、ただ絶対数が少ないからというお話をしましたが、こういった周囲を措置区域候補に囲まれる、あるいは措置区域候補を通らなければいけない三浦市については、ここは対象にしてもよろしいのかなと考えております。同様に、寒川町につきましても、藤沢、茅ヶ崎を措置区域にした際には、北に海老名、そして西側には相模川がありますので、そこで囲まれるということでございますので、寒川町についても、茅ヶ崎、寒川というのは、生活圏も一体でございますので、また先ほど寒川町自身も絶対数は少ないですが、10人から15人という黄色い色になっておりましたので、加えてもよろしいかなということで、12ページの下、赤枠のところでございますが、感染者の状況、人の流れ、飲食店の集積、生活圏、措置区域との連たん性等から総合的に判断して、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町の6市2町、これを新たに措置区域に追加したいと考えております。13ページ、まとめでございますけれども、本県の履歴といたしましては、4月20日から、横浜、川崎、相模原、4月の28日から、鎌倉、厚木、大和、海老名、座間、綾瀬、そして、5月の12日から、延長になった初日から、横須賀、藤沢、茅ヶ崎、逗子、三浦、伊勢原、葉山、寒川、これを入れることによりまして、下の地図のとおり、相模川以東の市町村すべてと厚木市と伊勢原市を措置区域とするということをご提案したいと存じます。なお、事業者への要請ということで、飲食店に対する要請内容は、先ほど国の対処方針の中では、従前と変わっておりませんので、これら新たに措置区域になる6市2町についても、今後、5月12日以降、措置区域として、次のことを要請したいと考えております。繰り返しになりますが、営業時間の短縮につきましては、まん延防止について規定があります、法31条の6第1項に基づき、20時までの時短要請をお願いをいたします。また酒類については、終日提供を停止、酒類の持ち込みも含んでダメということで、国の対処方針に書き込まれたことをしっかりと明記をさせていただきました。また、カラオケ設備提供の終日停止の要請、これは飲食を主として業としている店舗の場合でございます。その他区域、県西部が中心になり

ますが、その他区域につきましては、法の24条第9項を基本とし、営業時間の短縮要請21時まで。それからお酒の提供については、終日停止は求めませんが、提供の量であるとか、あるいは入替制をとるとか、そのお店の状況に合った対応をお願いしたいという働きかけ、さらには、カラオケ設備提供の終日停止、これにつきましては措置区域と同様に要請をしたいと考えております。その他まん延防止等の措置、必要に応じて命令公表ができるというのは措置区域ではできませんが、その他区域につきましては、まん延防止等の措置については、根拠条文こそ違え、お願いしていくと。しかしながら、命令公表等の強い措置はできないということでございます。以上、本日のメインの議題でございます。措置区域の拡大について、それから一部それら新しく措置区域になるところの飲食店に対する要請につきましては、今回国の対処方針に変更がございませんでしたので、ここまで説明をさせていただきました。意見交換の前にもう一点、措置区域が拡大することによる、協力いただいた事業者への協力金について、1枚資料がございますので、恐れ入りますが産業労働局長のほうからご説明いただければと思います。

○（産業労働局長）

産業労働局です。新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金第10弾になります。上の表をご覧ください。左側、まん延防止等重点措置区域の適用区域でございますが、従来の9市に加えまして、今回追加になります8市町を追加したエリアでございます。要請対象施設でございますが、食品衛生法に基づく飲食店営業、喫茶店営業の許可を受けた飲食店等でございます。協力金の支給要件でございます。5月12日から5月31日の20日間の要請期間におきまして、営業時間は5時から20時まで、酒類の提供を終日停止、また酒類の店内持ち込みも同様でございます。飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備の利用を終日停止、これは新規の支給要件に加えさせていただきたいと存じます。そのほか感染防止対策取組書の掲示、マスク飲食の推奨、これらを協力金の支給要件といたします。想定対象店舗数でございますが、措置区域において、約3万6000店舗と見込んでおります。所要額につきましては、措置区域の分として、協力金約415億円、うち、県による下限維持分約51億円、これを含んでおります。これにつきましては次にご説明をいたします。協力金の算定方法でございます。中小企業は売上高方式でございまして、前年または前々年度の売上高の4割でございます。この場合、下限が日額4万円、上限が日額10万円でございます。米印で注を記載してございます。5月12日以降の協力金に係る国が示す下限額は3万円とされておりましたが、臨時交付金を活用し、特例的に最大1万円を上乗せし、下限を4万円、これを維持するというところでございます。また大企業でございまして、これは売上高減少額方式、中小企業も選択可でございまして、売上高の減少額の4割を協力金とするものでございます。この場合、下限なし、上限20万円でございます。グラフをご覧ください。これがまん延防止の措置区域における、中小企業に適用される売上高方式の運用について、グラフに記載したものでございます。今回、国の方では特例が外れまして、本来ですと下限の額が4万円から3万円になります。この場合、1日の売上高が7万5000円以下の事業者の皆様は、定額の3万円となるというところでございます。これを県の方で臨時交付金を活用して、下限額4万円を維持したいというふうに考えてございます。この場合、1日の売上が10万円の事業者さん、10万以下の事業者さんは定額で4万円でございます。また、4万円から25万円の売上げの方は、売上高の4割の額が千円単位で交付されます。また、25万円以上の一日売上げがある事業者さんは、協力額は日額10万円が上限ということでございます。資料の上の表に戻っていただきまして、右側のその他区域でございます。適用区域は、措置区域以外の県域ということでございます。対象施設は同様でございます。協力金の支給要件でございますが、こちらも5月12日から5月31日までの20日間の要請でございまして、営業時間は5時から21時まで、酒類の提供は11時から20時まで、飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備の利用を終日停止、これは新規で要件として追加させていただきました。また、感染防止対策

取組書の揭示、マスク飲食の推奨でございます。想定対象店舗数は約4000店舗で、この分の協力金は約34億円と見込んでおります。また、協力金の算定方法でございますが、これは従来と変わってございません。中小企業は売上高方式でございますが、その他区域におきましては、前年または前々年度の売上高の3割、下限が2万5000円日額でございます。上限が日額7万5000円までということです。また大企業につきましては、売上高減少額方式、これは中小企業も選択可でございます。売上高の減少額の4割、こちらが下限がなく、上限は20万円または前年または前々年度売上高の3割のいずれか低い方を上限額といたします。まん延防止の措置区域及びその他区域の協力金の所要額、合計いたしまして、中ほどに記載してございます。約450億円を見込んでおります。以上でございます。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ありがとうございます。ここまで措置区域の拡大について、それと併せて協力金の関係についてご説明をさせていただきました。説明が長くなって恐縮ですが、ここで意見交換をさせていただきたいと存じます。何かありましたらお願いいたします。

○（副本部長（首藤副知事））

よろしいですか。阿南統括官に2つ質問をさせてもらいたいのですが、データとして、非常に読みにくいゴールデンウィークは、先ほど言ったように、検査数が下がるけれども、陽性率が高いという、ある意味濃縮されたデータです。一部のデータがどうしても、やはりマスクされてしまう状況と、それから変異株による、やはりその感染者数の増と、そして、当然そのまん延防止対策による感染者数の減と、この3つの要素が、絡み合って、極めて解釈しにくい週のデータだと思うのですが、その中で滲み出てきているという阿南統括官のコメントもかなり言い得て妙だなというふうに感じるところであります。それでちょっと2つ確認させていただきたいのは、この変異株の変異、転換率について、おそらく東京、大阪といった日本からのデータは、まだちゃんと論文化あるいはモデル化されてないと思うのですが、海外、特にイギリスとかの、この変異のスピードの速さと比べて、今の神奈川のこの変異のスピードというのは、同じ数字モデル下にあると理解した方が良いのか、あるいは何らかのファクターエックス的な要素があって、日本は転換率もある程度抑え込まれているのかというふうに解釈した方が良いのかというところについて、ちょっと見解をいただきたいというのが1点目です。もうひとつが、今、絶対的な感染者数を減らしていく中では、おそらく感染者数が減っていくと、転換率、変異株に移行する率というものも、同時に抑えていけるということになるので、この抑え込みの段階では、やはり変異する率より、絶対的な数を抑え込むということトッププライマルとして考えるべきであるという理解で良いかと。この2点を質問させていただきます。

○（阿南医療危機対策統括官）

はい。1点目でございますが、諸外国と我が国を比較するのは難しいですが、どちらかというところ、関東としては大阪、関西圏との比較というのは一つ、我々としてはデータを持っている、あるいは、国としてデータを今、集積して、我々もそこを知ることができるというものだと思います。大阪、兵庫、いわゆる関西圏の変異ウイルスへの転換、これは一定の期間で80%を超えるところまで来た。これより遅れること1か月程度遅れて、関東もその傾向であるということとは以前から言われてきまして、実は予測線も、例えばアドバイザーボードの中で議論するというようなことの中で、ほぼほぼ同じような傾向の中で転換していくというふうに読まれていました。その予測の範囲をちょうど乗るかのような、変換、転換であると、これは東京もそうですし、神奈川県も特段転換の仕方ということで大きく変わることはない。予測の範囲のとおり転換してきたということだと思ってよろしいのではないかとこのように考えています。ただ、関西

圏の特殊性というのは、これあのイギリス株、海外のイギリス株では、ほぼほぼ 100%に転換されていくということがございますが、実は関西圏はちょっと足踏み状態でありまして、予測線では最終的にもう今頃 100%まで到達するだろうというふうに思われてた部分が 80%で足踏み状態であると。この理由に関しては様々な議論がされていますが、そのこのところはわかりません。ただ、事実として関西圏では 80%程度のところでやや足踏み状態。関東がどうなるかということに関しては、何ら今示唆できるものはありませんが、どのみちやはり大半、7割、8割のところまでは、この調子で上がっていくんだろうというふうに考えられます。すいません、2点目もう 1 回よろしいでしょうか。

○（副本部長（首藤副知事））

感染の数全体を抑えていくということにプライオリティを置いて抑え込めれば、その転換率というか、変異化率というもの自体はその中に包含されるということで、今、全体の数のコントロールに力を注ぐべきという理解で良いかということです。

○（阿南医療危機管理対策統括官）

はい。我々がそのウイルスに対する対応策というのは、在来株であれ、変異ウイルスであれ、同じという、逆に言うとそれしか方法がないというか、同じ対処しかありません。その中で、変異ウイルスを抑え込むというよりは、感染者全体を抑え込むというこの戦略に基づいて、これはもう全国共通の方針としてやってまいりました。おっしゃるように、全体の数を抑えるということが、結果的に変異ウイルスの拡大を抑えるということとニアリーイコールだろうというふうに考えられます。ただ、率という観点でいきますと、変異ウイルスの率、転換率に影響するかというと、そのこのところはおそらくそんなに大きな影響はないであろうと。これはもう海外の事例あるいは関西圏の事例を見ても、時間とともに転換はすると、ここは前提にすべきだろうと考えます。これはもう感染率の違いが明確に 1.3 から 1.5 倍あるということをおっしゃることで、ほぼほぼ間違いなく転換します。変異ウイルスに転換する、これは前提とした上で、絶対数を抑える、そうすることが感染拡大を抑え込むことに重要だというふうに解釈すればよろしいんではないかと考えます。それでお答えになってますでしょうか、はい。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

いかがでしょうか。

○（副本部長（武井副知事））

今、花田局長から、対処方針の説明がありました。この中で 29 ページの一番下のポツのところ、やはりここがポイントになるだろうと思えますけれども、ここでは飲食店等以外の施設、政令 11 条第 1 項に規定する施設、特に大規模な集客施設について、20 時までの営業時間の短縮を要請すると。この要請というのは、法 24 条 9 項に基づきということで、法律の根拠を明記した上で、要請をするというふうになっているわけでありましてけれども、これは改正前の、従前の対処方針と比べて、具体的にどういうふう書きぶりに、変化があるのか。その辺の説明を、少し詳しくお願いしたいと思います。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい。ちょうどこの 29 ページの表現がですね、この赤字が修正で加わったところですので、この赤字を取って読むと前のバージョンに近づくということでございますので、ちょっと読ませていただきます。不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食に繋がることを防止する必要があること等を踏まえ、別途通知する飲食店等以外の政令第 11 条 1 項に規定す

る施設について、営業時間の短縮、入場整理等について働きかけを行うことと。つまり、今までは、営業時間の短縮、入場整理については、法によらない働きかけ、お願いでございまして、本県としては、その論拠として、飲食店には20時までの法による時短要請を行っているのだから、飲食店以外の大規模な施設につきましても、できれば20時で営業時間短縮いただきたい、併せて混雑時には入場整理いただきたいという、法によらない働きかけを行ってきた。それが今回、法令の根拠を明示して、20時までという明確な数字を出してきて、営業時間の短縮を要請しなさいというふうに書かれているという状況で違いがございまして。

○（副本部長（武井副知事））

そうすると、法律に基づく行政ということで、従来の任意のお願いよりも一步踏み込んだ要請という理解でよろしいでしょうか。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、そのように受けとめています。

○（副本部長（小板橋副知事））

併せて同じことで確認なのですが、今のお話は、今までの働きかけだったものが、24条9項になって、先ほど説明が若干出ていましたけれども、法に基づき、もう少し強めになったということに伴って、場合によって、ここに支援が入ってくる可能性が、もしかしたらあり得るかもしれないということが、少し想定されるということでしょうか。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、その部分がキーポイントになります。法律に基づいて、営業時間の短縮を要請する。これ先ほどの説明の中で、例えば措置区域以外のところは、法の24条9項の要請に基づいて、21時まで飲食店については時短要請してください、それについては協力金として、先ほど産業労働局長がお話したように協力金を出します、という仕組みになっています。構図としては全く同じになります。で、東京都は今まで休業要請というのをこれらについて行ってまいりました。報道によると、この継続にあたっては休業要請していくという方針ですが、そこに対しても、一定の協力金的な支援を行っておりますので、この要請を国が基本的対処方針に明定するのであれば、それに応じた事業者に対して、やはり何らかの措置があるのであろうと。それを見極めるためには、国がどういう事務連絡を出して、どういう通知を出し、どういう支援の考え方をしているのか、それを確認しなければ、県としてなかなか、今日の場面で事業所にこうしていただきたいことを要請しにくい部分がありますので、保留とさせていただいているという状況でございまして。

○（本部長（黒岩知事））

区域の拡大についてですけれども、ここに上がった市、そして町、これは了解がとれているのでしょうか。

○（副本部長（小板橋副知事））

私の方からお答えさせていただきたいと思います。今回、12ページにございます6市2町でございまして、8市町につきましても、本日、先ほど説明があったような、ほぼ同様の内容で、市町に事前の説明をさせていただいた上で、ご検討いただき、県の方向性にご了解をいただけるということで、内々のお話をいただいております。以上でございます。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

そのほかいかがでしょうか。

○（本部長（黒岩知事））

今日は重点措置の区域の拡大は決められましたけれども、それ以外のものは、政府からの事務連絡というふうなものを待って、決めていくということは、もう1回対策本部会議を開かなければいけない。こういうことですか。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ご指摘の通りでございます。今日は、まず、重点措置区域の拡大ということで、該当市町村を県として明らかにすることによって準備をいただくということもございます。5月12日からでございますので、なるべく早く明らかにする必要がございます。また、14ページに記載しているように、事業者の要請の一部で確実にいえること、これについては、本日、明らかにさせていただきましたので、この6市2町の飲食店におきましては、5月12日以降、20時までの時短で、お酒の終日提供停止という心の準備をしていただくための確認が取ればですね、決定したいと思えます。そのほかの要請につきましては、国の通知等を見て、速やかに本部会議、明日にでも開かせていただいて、そこで今日の部分も含めて、改めて本部長の方からメッセージを発出いただくような、そんなイメージで考えてございます。ほかいかがでございますでしょうか。今日は措置区域の拡大がメインでございますので、ある意味、1回目それから2回目と同じような理屈で拡大したいということでございます。特段ご意見がなければ、本部長に伺いたいと存じます。改めて5月12日から、継続した日からということになりますが、この記載の6市2町、8市町ですね、措置区域として追加することよろしいでしょうか。

○（本部長（黒岩知事））

はい、了解しました。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ありがとうございました。それでは、本日の本部会議をもってですね、この8市町について、5月12日から5月31日まで、20時までの時短要請、酒類の終日提供の停止、カラオケ設備提供の終日停止の要請、こういったものを行ってまいります。なお、国が、本日政府対策本部会議を開きまして、国の対処方針が固まり、それを踏まえて、国の方で、今様々な通知を作っているところだと思えますが、それを見極めた上で、そのほかの事業者に対する要請、さらには県民の皆様に対する要請、これにつきまして速やかにまとめて、できますれば明日、本部会議を開いて、今日の部分と併せて、本部長からメッセージを県民の皆様幅広く発信をするということで整理をさせていただきたいので、今日本部長からのメッセージはありません。そのほか、何かご意見、この際、何かございましょうか。よろしいですか。はい。それでは本日の本部会議はこれにて終了とさせていただきます。ありがとうございました。